

中小企業のサバイバルマニュアル ～ 次の10年を生き抜く経営とは～



税理士法人近藤まこと事務所

PURE HEART SURE BUSINESS

近 藤 信

(中小企業診断士・税理士)



中小企業のサバイバルマニュアル

～ 次の10年を生き抜く経営とは～ 目次

- 1. はじめに 震災から3年経ったいま、新潟県人として新潟県の経営者とともに考えること…
- 2. 「アベノミクス」で何が変わり、何を求められるのだろうか？
- 3. 企業関係税制改正・適用スケジュール
- 4. 家族の中でも増・減税が入り混じる世の中に！？
- 5. 心地よく経営するには、経営環境の正しい「現状認識」が必要である！
- 6. 中小企業の数、20年間で110万社も減少している(-"-)
- 7. いまこそ、「心理的デフレ後遺症」を克服しなければならない！
- 8. 経営は投資と回収の連続である…「いまどきの投資と回収」とは！？
- 9. 貸借対照表は、世の中に現存する唯一の創業～現在までの社長の経営能力証明資料
- 10. これからの10年を生き抜くには！？「生きたお金をタイムリーに遣うこと」
- [資料1]前代未聞の設備投資減税！「生産性向上設備投資促進税制」等の特徴とは
- [資料2]前代未聞の設備投資減税！「生産性向上設備投資促進税制」の特徴とは
- [資料3]前代未聞の設備投資減税！「生産性向上設備投資促進税制」の特徴とは
- [資料4]所得拡大促進税制の見直し… 給与支給総額2%以上の増加で減税に！
- [資料5]給与所得控除の上限額引下げで「普通の社長さん」は大打撃！共働き奨励！？

1 . 震災から3年経ったいま、新潟県人として新潟県の経営者とともに考えること・・・

- 自分の生まれた、育まれた新潟で経営(仕事)のできることの喜びを感じよう！
- 本当の地域貢献とは・・・
- 「雇用と納税」の大切さをいま一度考えよう！
- いまになって、「Business Continuity Plan」という考え方の重要性が身に染みる・・・人には絶対的な寿命があるが、会社は残せる！
- 地域の間人(企業・金融機関・外部協力者)が三位一体となって、「雇用と納税の実現」を目指す時代

2. いったい我々は「アベノミクス」で何が 変わり、何を求められるのだろうか？

- 自立～当事者意識～自己責任～リスク・テーク
- お金を使う人には優しいという「古くて新しい政策」
- 特徴は、法人優遇税制、ヒトとモノへの助成金、そして、異常なまでの個人増税(+_+)
- 経営者は、「昇給なしは、実質、減給」である現在の経営環境を理解できるか
- じつは、投資～回収～再投資までの時間がない！？
- 税制トレンドは**経営者の必修科目！**同じ家族でも個人の立場で税金が増減してしまう時代！？
法人減税、個人増税(金持ち受難)、付加価値課税

3 . 企業関係税制改正・適用スケジュール

図表:企業関係税制改正・適用スケジュール

—	平成26年 2014年	平成27年 2015年	平成28年 2016年	平成29年 2017年	平成30年 2018年
生産性向上設備投資促進税制	H26.1.20~H29.3.31 				
中小企業投資促進税制の拡充と延長	現行~延長~H29.3.31 				
復興特別法人税の廃止	現行~平成26年3月廃止 				
交際費の飲食費50%損金算入可能化	現行~延長~H28.3.31 				
給与を増加させた場合の減税制度の要件緩和と延長	平成25年度にさかのぼって適用可~平成30年3月末 				

4 . 家族の中でも増・減税が入り混じる世の中に！？ 法人税（↓）所得税（↑）資産税（↑）消費税（↑）

- 3年前とは大きく違う税制になりつつある現実を受け入れ、あらためて自らの経営を省みよう！
- 役員報酬はいくらに設定するのが得策なのか？
 - ・法人所得1,000万円、役員報酬1,500万円の場合
法人税率30.03% 所得税率26.10% (社保含まず)
 - ・法人所得 700万円、役員報酬1,800万円の場合
法人税率27.61% 所得税率29.03% (社保含まず)
- 所得税の最高税率の引き上げ(H26年分～)
- 相続税の基礎控除の見直し(H27年分～)
- 消費税の税率UP (H26.4～、H27.10～)

5 . 心地よく経営するには、経営環境の正しい「現状認識」が必要である！

- 成長企業(投資企業)は、「内部と周り」を冷静に見ている！「いまどきの環境」を冷静に見てみよう！

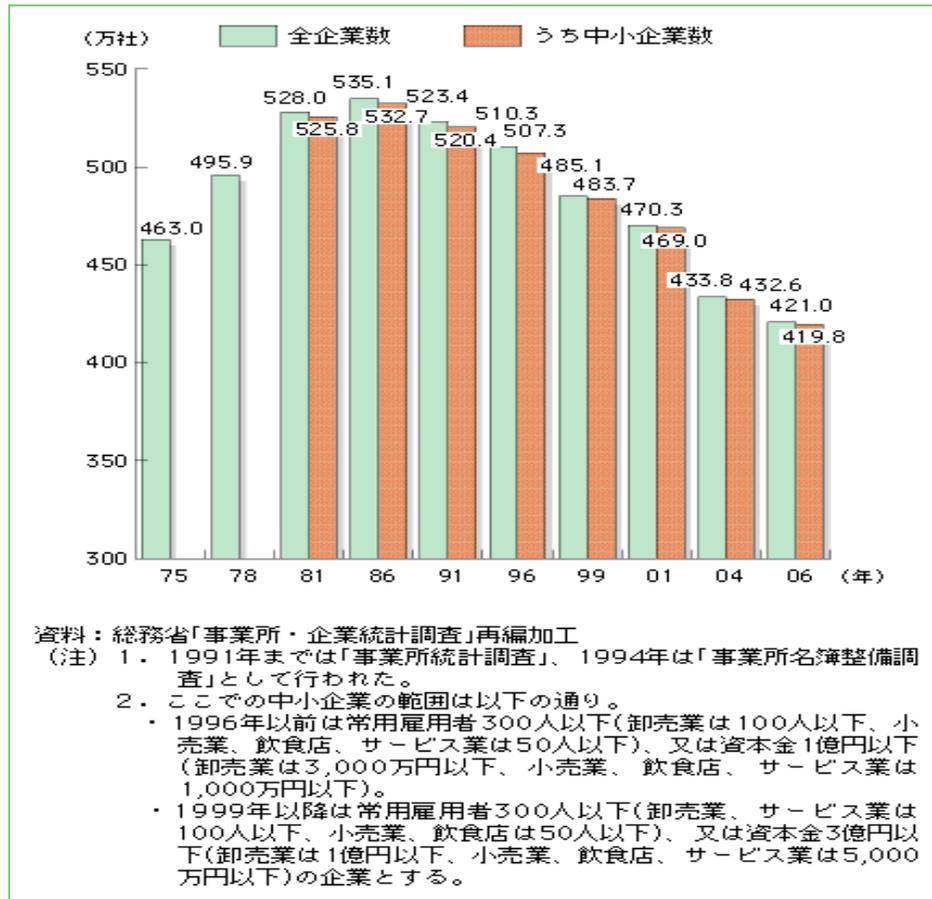
「あと6年」の勝負

なんでも値上がり、でも、値上げは怖い

消費税増税は侮れない・・・何が起こるか予測不能

仕事はあるけど人手不足・・・ハードよりソフト

6 . 中小企業の数、20年間で110万社も減少している(-"-) ~ 極端な寡占化の波 ~

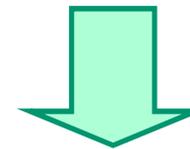


出典：中小企業白書2008 第1-1-30図(2)

1986年：約532万社



2006年：約420万社
 どうなっちゃうの!?



2014年：(??)

中小企業を顧客としたビジネスも激変!?

いつしか、供給 需要に

7. いまこそ、「心理的デフレ後遺症」を克服しなければならない！

- 「どうせ、おめさんの会社もこんげ感じらる？」と言われてたら・・・
- 卸売業 小売業 製造業 サービス業と忍び寄る「寡占化の波」に負けるな！
- 製造業の三重苦とは！？
- 誰でもできる！？ 愛想笑い、安売り、コストダウン受諾、そして、雇用と納税の放棄・・・
- 「販売不振」は、経営者の思考の問題ではないか？
- 設備投資は、回収できて初めて成功といえる
- いまこそ自社の成長戦略を考え実行せよ！

8 . 経営は投資と回収の連続である

．．．「いまどきの投資と回収」とは！？

- 「いまどきの環境」を見据えすべきこととは？
- 「お客様の欲しいもの」を提供するための設備投資
- 思いのほか利益が出ていたら、すぐに投資を検討する時期なのか？・・・生きたお金を使うには！？
- 「見えないもの」にも投資する
- 設備と技術は「陳腐化」するものである
- 成長投資をしながら、節税を実現するという感覚をもとう！！ 役員報酬 千万円(理想)が分岐点

9 . 貸借対照表は、世の中に現存する唯一の創業～現在までの社長の経営能力証明資料

- 「モノ」をどんな原資で買ったかを示す書類！？
- 貸借対照表は、「起業～現在の社長の通知表」

貸借対照表

資産	負債
	自己資本

お金 + お金に将来変わるモノ(ウリモノ・ハコモノ…)

投資と消費は全く違います！

・モノを買うために他人から借りたお金(借りモノ)
・御社の借金は何年で無くなりますか？

元手(資本金) + いままでの儲け = 会社の本当の体力！
(どうしたら増やせるのか?)

10 . これからの10年を生き抜くには! ?

「生きたお金をタイムリーに遣うこと」

- 経営者として、「正しいこと」は正しいことと粘り強く有限実行する **社会にとって正しいコト 受け入れられるコト**
- 2020年までは「生きたお金をタイムリーに遣うこと」を徹底しよう! **サンクコスト 生きたお金を遣うこと**
- 経営判断の根拠は正しい数値で行うこと!
- 価格にこだわりリスクに備えよ
- 新規事業には、成功確率が51% ~ 79%なら参入してみる! ? 自ら考える習慣を持つこと!
- 節税戦略は抜本的に見直さなければならない! ?
- 事業承継を侮るな! 30年前とは何もかも違う!

[資料 1] 前代未聞の設備投資減税！ 「生産性向上設備投資促進税制」等の特徴とは

- 「生産性向上設備投資促進税制」3つの特徴とは
- 特徴 対象者の範囲が広い
 - ✓青色申告する法人・個人事業主であればOK
 - ✓業種業態企業規模の制限がない
 - ✓製造業 + 建設業・流通業・農業等々幅広く適用
- 特徴 対象設備の範囲が広い
 - ✓機械 + 建物・ソフトウェア等々まで広範な設備が対象
 - ✓建物本体も対象となる点に注目！
- 特徴 税制措置の範囲が広い
 - ✓即時償却or税額控除5%の選択適用
 - ✓中小企業投資促進税制との併用が可能！

[資料2]前代未聞の設備投資減税！「生産性向上設備投資促進税制」の特徴とは

■生産性向上設備投資促進税制の創設(案) [所得税でも同様の措置を講じます]

生産性の向上につながる設備投資を行った場合に、即時償却又は5%若しくは3%税額控除ができる税制措置を創設します。

[産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に取得等をする設備等について適用予定]

先端設備

最新モデルかつ生産性向上要件(旧モデル比で年平均生産性1%以上向上)を満たすもの

生産ラインやオペレーションの改善に資する設備

投資計画上の投資利益率が15%以上(中小企業者等は5%以上)であることの経済産業局の確認を受けたその投資計画に記載されているもの

【改正案】産業競争力強化法の施行日(平成26年1月20日)から平成29年3月31日までの間に取得等をした設備等について、以下の特別償却(即時償却)又は税額控除

設備等の種類	~28.3.31	~29.3.31
機械装置 など	即時償却 又は5%税額控除	50%特別償却 又は4%税額控除
建物、 構築物	即時償却 又は3%税額控除	25%特別償却 又は2%税額控除

※ 平成26年3月31日以前に終了する事業年度において取得等をした設備等については、平成26年4月1日を含む事業年度において相当額の償却又は税額控除ができる。

[資料3] 前代未聞の設備投資減税！ 「生産性向上設備投資促進税制」の特徴とは

図表: 「生産性向上設備投資促進税制」の対象設備の要件

設備等	先端設備要件	取得規模等の要件
機械装置	販売開始 10年以内	1台または1基: 160万円以上
工具	販売開始 4年以内	それぞれ1台または1基: 120万円以上(それぞれ1台または1基が30万円以上でかつ一事業年度の合計額が120万円以上のものを含む)
器具備品*1	販売開始 6年以内	
建物・ 建物付属設備	販売開始 14年以内	それぞれ120万円以上*2
ソフトウェア*3	販売開始 5年以内	それぞれ70万円以上*4

*1 サーバーは中小企業者等のみ。

*2 付属設備に関しては、ひとつの取得価額が60万円以上でかつ一事業年度におけるその取得価額の合計額が120万円以上のものを含む。

*3 中小企業者等に限り。

*4 ひとつが30万円以上でかつ一事業年度の合計額が70万円以上のものを含む。

[資料4] 所得拡大促進税制の見直し・・・ 給与支給総額2%以上の増加で減税に！

参考 現行制度の概要

基準年度と比較して、5%以上、給与等支給額を増加させた場合には、当該支給増加額の10%を税額控除(法人税額の10%(中小企業等は20%)を限度)できる

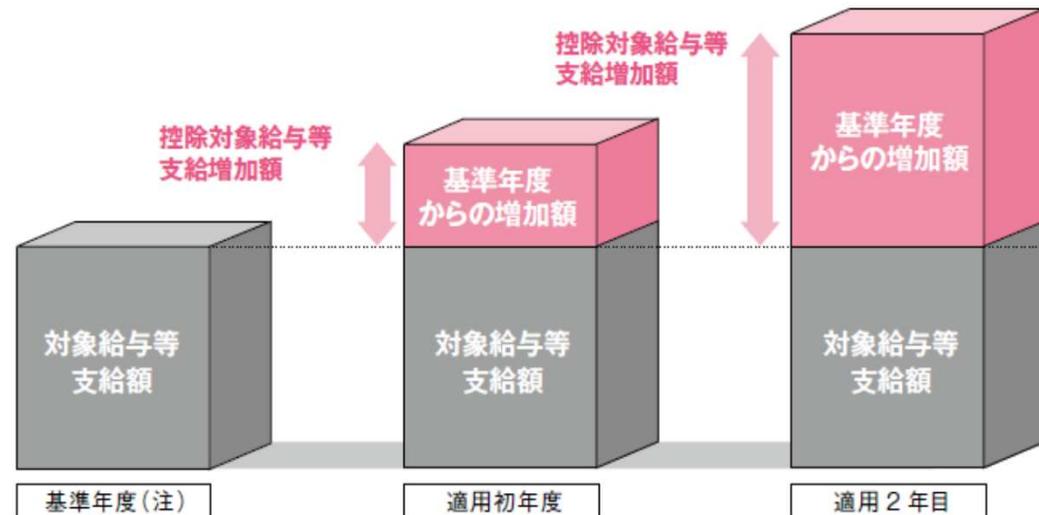
【改正案】
平成25・26年度：2%以上
平成27年度：3%以上
平成28・29年度：5%以上

【要件】

- (1) 基準年度と比較して 5%以上 給与等総支給額が増加
- (2) 給与等総支給額が前年度以上であること
- (3) 平均給与等支給額が前年度以上であること

【改正案】
継続雇用者に対する給与等に見直した上で「前年度を上回ること」に変更

控除対象給与等支給増加額の10%を税額控除



(注) 基準年度とは、平成25年4月1日以後最初に開始する事業年度の直前の事業年度をいいます。

[資料5] 給与所得控除の上限額引下げで「普通の社長さん」は大打撃！共働き奨励！？

図表：給与所得控除の縮小

—	現行	平成28年分	平成29年分
上限が適用される給与収入	1,500万円超	1,200万円超	1,000万円超
給与所得控除の上限額	245万円	230万円	220万円

図表：給与所得控除の縮小による負担増

年収	現在の税負担 (所得・住民税)	平成28年 負担増分	平成29年 負担増分
1,200万円	170万円	0円	3.2万円増
1,500万円	267万円	6.6万円増	11万円増
2,000万円	486万円	6.6万円増	11万円増
3,000万円	970万円	7.6万円増	12.7万円増

* 夫婦と子ども2人のケースで計算。子ども(特扶十一扶)

ご静聴ありがとうございました。



税理士法人近藤まこと事務所

PURE HEART SURE BUSINESS

課題解決型経営相談・事業承継・経営再建支援・成長志向型企业支援に
こだわりのある事務所です！

中小企業診断士・税理士 近藤 信

〒950-1101 新潟市西区山田3081番地6 Pure Heart Bldg.

TEL 025-378-4075 FAX 025-378-4077

e-mail m-kondo@tkcnf.or.jp

<http://charisma-z.com> new

お気軽にご相談ください。

Copyright(C)2014 Makoto Kondo Tax Office All rights reserved.